

宝塚市大使設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市の魅力を国内外に広く情報発信し、本市のイメージアップ及び知名度の向上を図るとともに、市民に夢や希望を与え、郷土愛の醸成を図るため、宝塚市大使（以下「大使」という。）を設置する。

(大使)

第2条 大使は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業、学術、文化、芸術、スポーツ等の振興に顕著な功績を有する本市とゆかりのある者で、国内外において本市の魅力を発信する機会を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に適当であると認める者

(職務)

第3条 大使は、その秀逸な能力等を発揮し、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本市の魅力を日々の活動のなかで広く国内外に紹介すること。
- (2) 市政推進に関する助言及び各種情報の提供に関すること。
- (3) 本市が主催する催し等への参加協力に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める活動への協力に関すること。

(任期)

第4条 大使の任期は、5年とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 大使は、再任されることができる。

(解職)

第5条 市長は、大使が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は大使に職務上の義務違反その他大使にふさわしくない非行があると認めるときは、これを解職することができる。

(報酬等)

第6条 大使の報酬は、無報酬とする。ただし、大使が第3条第3号又は第4号に規定する職務を行う場合は、旅費等の実費又は謝礼を支払うことができる。

2 大使には、その職務が円滑に行われるよう次に掲げる物を提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 広報たからづか等の市政に関する情報誌等
- (3) 本市の特産品等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(事務局等)

第7条 大使に関する事務局は、広報課が所管し、大使の委嘱、第6条第2項各号に掲げる物の提供、連絡調整その他の大使の職務遂行に係る庶務を行う。

2 大使の所管部局は、大使の功績等を考慮し別に定める。

3 第2条第1項第3号及び第4号に規定する職務は、事務局又は前項の規定により定められた大使の所管部局の要請に基づいて行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。